愛媛県社会人スポーツ推進協議会規程

（目　的）

第 １条 愛媛県社会人スポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）は、財団法人愛媛県体育協会（以下「本会」という。）の目的に従い、本県における社会人スポーツの充実を図り、もって競技力の向上及び生涯スポーツの振興に資することを目的とする。

（事　業）

第 ２条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）企業等におけるスポーツ活動についての相談、助言及び情報提供に関すること
（２）優秀な選手や指導者の雇用促進に関すること
（３）スポーツ振興に功績顕著な企業等の認定、顕彰に関すること
（４）企業等におけるスポーツ活動についての広報・普及に関すること
（５）その他、社会人スポーツの推進に必要な事項

（組　織）

第 ３条 協議会は、趣旨に賛同する次の関係者の中から、総会の同意を経て会長が委嘱する委員をもって構成する。

（１） 県内企業・事業所関係者
（２） 県行政、自治体関係者
（３） 県議会関係者
（４） 報道関係者
（５） 学識経験者
（６） 本会役員並びに本会加盟競技団体関係者
（７） 市町村体育協会役員
（８） 学校体育団体役員

（役　員）

第 ４条 協議会に次の役員を置く。

会　長	１名
副会長	５名以内
常任委員	３５名以内

第 ５条 役員は委員の中から協議会の会議（以下「総会」という。）において互選する。

第 ６条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

第 ７条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 ８条 常任委員は会長、副会長とともに常任委員会を構成し、協議会の運営に当たる。

第 ９条 役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（名誉会長、顧問及び参与）

第 10 条 協議会に名誉会長を置くことができる。

２ 名誉会長は総会の議決を経て会長が委嘱する。

３ 名誉会長は総会に出席して意見を述べることができる。

第 11 条 協議会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

２ 顧問及び参与は総会の議決を経て会長が委嘱する。

３ 顧問及び参与は総会に出席して意見を述べることができる。

（会　議）

第 12 条 総会及び常任委員会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

第 13 条 総会及び常任委員会の議事は、出席全員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

（会計及び庶務）

第 14 条 協議会の会計は、本会寄付行為の定めるところにより処理する。

第 15 条 協議会の事務は、本会事務局において処理する。

（補　則）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附　則　この規程は平成１４年５月１７日より施行する。